

# 北海道営住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

北海道 釧路総合振興局長 様

入居者 住所  
氏名

私は、次のとおり家賃の減免・徴収の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 1 申請事由

申請事由	
------	--

### 2 収入状況

氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先等	年間所得	備考
入居者	本人					
同居者						
別居の 扶養 親族等						

注 障害がある方は、「備考」欄にその旨を記入してください。

### 3 徴収猶予の期間

受ける月	年 月分～	年 月分の家賃（ か月 円）
希望の期間	か月分	年 月納付（開始）
納付方法	<input type="checkbox"/> 一括納付 <input type="checkbox"/> 1月分ずつ納付 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

注1 上記太枠の部分に記入してください。

2 所得を証明する書面、その他の減免・徴収猶予の申請事由を証明する書面を添付してください。

3 この申請において偽りの内容を申告し、その結果不正に家賃の減額又は免除を受けたときは、その減額又は免れた額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことがあります。

### 【処理欄】

該当事由	規則第16条第 項 別表第2第 号 取扱要領第2の1の（ ） 世帯 ヶ月	収入算定
承認	減免： 適 ・ 否 ・ 申請無	所得年間総額：
適否	猶予： 適 ・ 否 ・ 申請無	扶養等控除額：
家賃		医療等控除額：
備考		認定収入額：
		(認定済収入額： )

受付印

## 道営住宅の減免制度について

減免制度は、失業等により収入が低くなったときや、病気になったり災害にあったりしたときに、入居者の居住の安定を図るため家賃を減額または免除することができる制度です。

**お住まいの方の  
氏名、続柄、年齢、  
生年月日、勤務先**

**別居扶養親族の  
氏名、続柄、年齢、  
生年月日**

**北海道営住宅家賃減免・徴収猶予申請書**

北海道 釧路総合振興局長 様

入居者 住所 氏名

私は、次のとおり家賃の減免・徴収の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請事由

申請事由

2 収入状況

氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先等	年間所得	備考
入居者	本人					
同居者						
別居の扶養親族等						

注 障害がある方は、「備考」欄にその旨を記入してください。

3 減免の期間

希望の期間 年 月分～ 年 月分の家賃（ か月）

納付方法 一括納付 1月分ずつ納付 その他（ ）

注1 上記内容の欄に記入してください。  
注2 所得を証明する書類、その他の減免・徴収猶予の申請事由を証明する書類を添付してください。  
注3 この申請において偽りの内容を申告し、その結果不正に家賃の減額又は免除を受けたとき、額又は免除した額の半額に相当する金額（当該半額に相当する金額が5万円を超えないときは、その半額）以下の過料を科すことがあります。

【収入証明】

氏名	収入者	収入者
住所	〒	所属（門前）
承認	減免： 納・否・申請無	扶養等控除額
減免	猶予： 納・否・申請無	医療等控除額
家賃		施設収入等
備考		（施設収入）

(捺印)

**お住まいの住宅の住所、  
名義人氏名（捺印廃止）**

**減免を申請する理由**

記入例

- 世帯主の勤務先が倒産し収入が途絶えたため。
- 年金のみで生計を立てているが、支給額が少ないため。

など

※ 収入に関する証明などの添付が必要です。詳細はお問い合わせください。

### 1. 減免制度が適用される収入状況と、減免後の家賃負担額について

区分	収入の状況	減免後の家賃負担額
減免	政令月収 13,000 円以下で収入のある方	最低負担額：月額 4,800 円
	政令月収 13,000 円を超え、71,000 円未満の方 〔標準的な4人世帯での年収で考えると約211万円を超え310万円未満〕	負担額算式（収入に応じて） $4,800 + (\text{家賃} - 4,800) \times (\text{政令月収} - 13,000) \div (71,000 - 13,000)$
免除	収入がないなど家賃を支払うことができないと認められる場合 病気により医療費が多額な場合、災害により損害が著しい場合など	

※ 「政令月収」とは、公営住宅法施行令の定めるところにより、年間の総所得金額から所得税法に準じて各種控除項目を控除し1ヶ月あたりの収入に換算した額です。

※ 減免を適用する際には、非課税所得のうち、障がい年金、遺族年金、福祉年金、恩給（遺族給付）を収入として算定します。

### 2. 家賃減免の適用期間について

家賃減免の適用期間は、次の目安（ただし適用する年度の末日を超えないこと）のとおりですが、申請された方の収入状況等により目安と異なる場合があります。減免申請後に交付される「北海道営住宅家賃減免決定通知」の「承認する減免の期間」を必ずご確認ください。

- (1) 老人世帯（年金、恩給など） … 12ヶ月が目安
- (2) 常用勤労者等で収入が安定している世帯 … 6ヶ月が目安
- (3) 病気やケガによる申請の場合 … 療養期間などを考慮して決定
- (4) 災害による場合 … 損害の額などを考慮して決定
- (5) 上記(1)から(4)以外で収入が不安定な世帯 … 3ヶ月が目安

#### 【注意事項】

- ① 家賃の減免は、申請した月から適用されます。適用期間中に収入、世帯員数などに変動があった場合は、速やかに窓口へ届け出てください。また、承認された家賃減免の期間が終了しても、収入の状況が変わらないなどの理由により再度申請する場合は、窓口にご相談ください。
- ② 減免申請後、1ヶ月が経過しても決定通知が届かない場合は、申請した窓口にご相談ください。

お問い合わせは 道営住宅等（釧路圏）指定管理者まで

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市役所5階）

一般財団法人釧路市住宅公社 0154-31-4563